

報告事項 4

ふるさと納税を活用した私立高等学校助成の実施について

ふるさと納税を活用した私立高等学校助成の実施について、以下のとおり報告する。

平成30年12月10日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

## ふるさと納税を活用した私立高等学校助成の実施について

### 1. ふるさと納税を活用した私立高等学校助成について

- ・神戸市のふるさと納税制度における「寄附の使い道」の1つとして、特定の私立高等学校を応援するメニューを新たに設定し、寄附を募る。

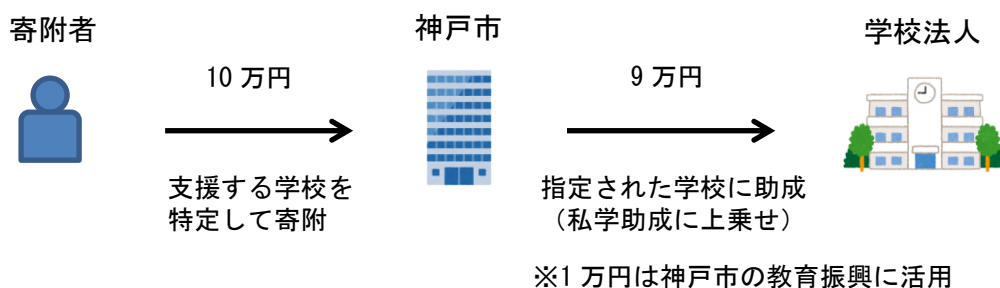
#### ◆ふるさと納税について

- ・全国の地方自治体の中から応援したい自治体を選んで寄附金を送る制度。
- ・自分の寄附を何に使ってほしいか選ぶことができる。
- ・寄附額のうち2,000円を超える部分について、税金の控除を受けることが可能。(上限あり)
- ・使い道に応じて返礼品がもらえる場合がある。

#### 【仕組み】

- ①寄附者は、支援したい私立高校を選択してふるさと納税を行う。(神戸市に寄附)
- ②寄附を受けた神戸市は、寄附額の90%を寄附者が指定する学校へ助成(私学助成に上乗せ)し、寄附額の10%は神戸市の教育振興に活用する。

#### 【例】



#### 【税金の控除】

- ・所得税 19,600円
- ・市県民税 78,400円

計 98,000円

(寄附者は実質2,000円の負担で学校を支援できる。)

### 2. スケジュール等

- ①上記仕組みに賛同いただいた法人について、神戸市のふるさと納税のホームページで順次紹介し、寄附の受け付けを開始。
- ②平成31年1月末までに受け入れた寄附について、寄附額の90%を寄附者が指定する学校を運営する法人に、平成31年2~3月に交付する。  
(毎年度1月末に寄附額を集約し、2~3月に交付)